

入 札 説 明 書

案件名 徳島県自治研修センターに設置する
自動体外式除細動器(AED)の賃貸借

I	入札説明書	(頁)	1 ~ 5
II	提出書類一覧表		6
III	入札書・委任状		7 ~ 10
IV	仕様書に関する質問書		11
V	契約書(案)		12 ~ 15
VI	仕様書		16 ~ 18
VII	応札仕様書		19

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1) 借入する物品
徳島県自治研修センターに設置する自動体外式除細動器(AED)
- (2) 借入する物品の規格、機能、特質等
徳島県自治研修センターに設置する自動体外式除細動器(AED)の賃貸借契約仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。
- (3) 納入期限
令和5年9月1日(金曜日)
- (4) 借入期間
令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、翌年度以降歳出予算の減額又は削除があった時は契約を解除することがある。)
- (5) 納入場所
仕様書のとおり。

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

- (1) 必要な資格
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者
 - ③ ②の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者
 - ④ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項に規定する高度管理医療機器等の貸与業の許可を受けた者であること。
 - ⑤ 入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類(以下「応札仕様書等」という。)を県の指定する様式により、5に示す提出期限までに提出場所へ持参し、審査の結果「適合」と認められた者。
 - ⑥ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者。
 - ⑦ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者。
 - ⑧ 3に示した交付場所において入札説明書等の交付を受けた者であること。
- (2) 資格審査の申請の方法
2の(1)の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書(様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。)に必要書類を添付して入札の1週間前までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。(申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。)資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格申請書の提出場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

徳島県経営戦略部管財課 調度担当

電話 088-621-2067

ファクシミリ 088-621-2828

電子メールアドレス kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.jp

3 入札説明書及び仕様書の交付について

徳島県ホームページよりダウンロードするものとする。

なお、仕様の変更があった場合、徳島県ホームページで通知する。

4 問合せ等について

(1)この入札についての問合せ先

徳島市南庄町5丁目77-1

徳島県自治研修センター

電話番号 088-631-8813

ファクシミリ番号 088-632-9666

電子メールアドレス jichikensyuusenta@pref.tokushima.jp

(2)問合せについての受付期間

問合せについては、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。

ファクシミリについては別紙「仕様書に関する質問書」を使用して問合せを行うこと。

なお、期間については令和5年8月7日(月)午後5時までとする。これ以降の問合せについては回答できない場合がある。

5 応札仕様書等について

(1)本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書等を県の指定する様式により、提出期限までに提出場所へ持参しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出したものに限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2)応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

①提出期限

令和5年8月18日(金曜日) 午後5時まで

②提出場所

徳島市南庄町5丁目77-1

徳島県自治研修センター

③提出方法

持参

6 入札手続等

6 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

- ① 日時
令和5年8月23日(水曜日) 午前10時
- ② 場所
徳島市南庄町5丁目77-1
徳島県自治研修センター 1階 食堂
- ③ 提出方法
持参

(2) 入札の方法等

① 入札の方法

「徳島県自治研修センターに設置する自動体外式除細動器(AED)の賃貸借」の「1か月あたりの賃貸借料」で行う。

② 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペン等の消せない筆記具で明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、「徳島県自治研修センターに設置する自動体外式除細動器(AED)の賃貸借」の1か月あたりの賃貸借料を記載すること。

代金の見積りに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 「入札物件」は、物件名及び数量を明確に記載すること。ただし特に指定した場合は数量の記載は要しない。

オ 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

ク 5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入することができると認められない場合は、当該入札参加者にその旨と理由を記載した書面により通知する。この場合において、提出された応札仕様書等は返却しない。

③ 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ①2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札
- ②記名のない入札
- ③入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札
 - ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。
 - ウ 「入札物件」で物件名及び数量(数量については、特に指定した場合を除く)の記載のないものまたは記載を誤ったもの。
 - エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- ④同一事項に対してした2通以上の入札
- ⑤他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- ⑥代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札
- ⑦郵便によりした入札
- ⑧前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入できると認めたものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

徳島市南庄町5丁目77-1
徳島県自治研修センター 1階 食堂

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」とおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めらるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できない。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあっては旨了解の上入札すること。

II 提出書類一覧表

1 応札仕様書等提出時

(1) 応札仕様書等

応札仕様書には「入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名」を記入すること。
代表者による持参の場合は、代表者印を押印すること。
またその代理人による持参の場合は、代理人の氏名を記載し、代表者印は押印せず、代理人が押印すること。

① 応札仕様書 1通

入札しようとする物品等の仕様が、入札公告及びこの入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明するものとし、応札仕様書に示す別添の様式に従い作成し、提出するものとする。仕様書に対し、入札参加者が提示しようとする具体的な内容(品名、メーカー名、機種及び型番、規格、機能、性能、数量等)を分かりやすく記載すること。

② 入札しようとする物品等のカタログ 1部

仕様書上で必要としている規格、機能、性能等を満たすことができるものを添付し、該当箇所をマーキング、付箋貼付等により明示すること。

③ 価格一覧表 1通 (必ず業者名を記載し、税抜きの見積書とすること。)

物品及び諸経費の定価見積書(仕様書に準拠して品名、メーカー名、型番、数量、単位及び定価を記載した明細を作成すること。)また、メーカー標準価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに実売価格等を記載すること。

※提出期限を過ぎたものについては受け付けないので、時間を厳守すること。

2 入札書提出時

① 入札書 1通

② 委任状(代理人が入札する場合) 1通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参し、確認後、封をして入札を行うこと。

3 再入札時

① 入札書及び封書の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えること。

再入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、再入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

※入札参加者又はその代理人の全員が立会いしている場合は、開札後ただちに再入札を行う。

入 札 書

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札物件 徳島県自治研修センターに設置する自動体外式除細動器(AED)の賃貸借

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

徳島県自治研修センター所長 殿

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

入 札 書

入札金額

¥	3	4	5	2	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

入札物件 ○○○○ 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和○年○月○日

住所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社
氏名 徳島 太郎
役職名 徳島 太郎

徳島県知事 殿

¥マークを付すこと
(ない場合は無効)

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

■ 代理人が入札するとき

入 札 書

入札金額

¥	3	4	5	2	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

入札物件 ○○○○ 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和○年○月○日

住所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社
氏名 徳島 太郎
役職名 徳島 太郎

代理人 住所 ○○○○○
氏名 阿波 次郎

徳島県知事 殿

¥マークを付すこと
(ない場合は無効)

「代理人」と記入
(ない場合は無効)

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

役職名の記載が無い場合
又は申請時の役職名と
異なる記載の場合は無効
(含個人事業者)

住所、会社名、代表者役職・氏名
を記入

代理人の住所、氏名は、委任状と同じ
内容を記載すること。

令和 年 月 日

委 任 状

徳島県自治研修センター所長 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、_____を代理人とし、徳島県が令和5年8月23日に執行する『徳島県自治研修センターに設置する自動体外式除細動器(AED)の賃貸借』の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和 ○年 ○月 ○日

委任状

所 属 長 殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社
氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○○○○

・住所は代理人の自宅住所を記載
・顔写真付きの身分証明書で住所
氏名を確認します。

・上記会社の社員の場合は、会社
住所、会社名(支社・支店名等)
を記載することでも可
・顔写真付きの社員証等で、記載
内容を確認します。

氏 名 阿波 次郎

私は、阿波 次郎を代理人とし徳島県が令和 ○○年 ○○月 ○○日に執行
する『○○○○○○』の入札に関する一切の権限を委任します。

仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

物件名: 徳島県自治研修センターに設置する自動体外式除細動器(AED)の賃貸借

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

質問項目	
内 容	

徳島県自治研修センターに設置する自動体外式除細動器(AED)の賃貸借契約書(案)

徳島県(以下「甲」という。)と●●●●(以下「乙」という。)とは、徳島県自治研修センターに設置する自動体外式除細動器(以下「AED」という。)の賃貸借に関し次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙が甲にAEDを賃貸するとともに、AEDが常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、AEDに必要な消耗品等を円滑に供給することを目的とする。

(契約物件)

第2条 別紙「徳島県自治研修センターに設置する自動体外式除細動器(AED)の賃貸借契約仕様書」のとおりとする。

(賃貸借期間)

第3条 契約期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。ただし、令和6年度以降において、この契約に係る甲の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、この契約の全部又は一部を解除できるものとする。

2 乙は前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

(賃貸借料)

第4条 賃貸借料は、月額金●●, ●●● 円(うち消費税及び地方消費税の額金●, ●●●円)とする。

2 前項の「うち消費税及び地方消費税の額」は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(賃貸借料の支払)

第6条 乙は、当月分の賃貸借料を翌月に甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から正当な請求書を受領した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に乙に賃貸借料を支払うものとする。

(AEDの引渡し)

第7条 乙は、AEDを甲の指定する場所に設置し、使用可能な状態に調整した後、甲に引渡すものとする。

2 前項の設置、調整、引渡しに要する経費は、乙の負担とする。

(AED及び消耗品等の所有権)

第8条 AED及び消耗品等の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

2 甲は、AED及び消耗品等が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、AEDの現状を変更するような行為及び消耗品等を他に流用してはならない。

(AEDの保守)

第9条 乙は、AEDが故障した場合、甲の請求により、乙は、直ちに技術員を派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

(消耗品等の交換)

第10条 消耗品等(電極パッド、バッテリー等)は定期交換時期ごと又は実際に機器を使

用した後に無償交換するものとする。

(設置場所の変更)

第11条 甲は、AEDの設置場所を変更する必要があるときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

(保険)

第12条 乙は、AEDにつき、乙の費用で動産総合保険を付保する。

(損害賠償)

第13条 乙は、甲が故意又は重過失によってAEDに損害を与えた場合、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補われた損害に対しては、前項の規定にかかわらず乙は甲に請求しない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、保守の実施に当って知り得た業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に使用してはならない。

(賃貸借料の改定)

第15条 契約期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動その他経済事情の変化により料金を改定する必要がある場合、乙は料金改定日の1か月前までに書面で料金の改定を甲に通知し、甲乙協議の上、新料金を決定する。

(契約解除等)

第16条 甲又は乙は、原則として3か月前に書面によって相手方に通知することによりこの契約を解約することができる。

2 前項によりこの契約が解約された場合には、甲又は乙は、これにより被る相手方の損害については共にその責めを負わない。

3 前2項のほか、甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その賠償の責任を負わないものとする。

(1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由なく契約を履行しないとき。

(3) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

(4) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(5) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。

(6) 契約条項に違反したとき。

(物件の撤去)

第17条 乙は、賃貸借契約が満了したとき、契約を解約又は解除したときは、AED及び消耗品を速やかに撤去するものとする。

2 撤去に要する経費は乙の負担とする。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、乙が書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きにより、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、

徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が所管店又は代理所管店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

（契約の費用）

第19条 この契約の締結に関する費用は、乙の負担とする。

（個人情報の保護）

第20条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（疑義等の決定）

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義等が生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島県
徳島県自治研修センター
所 長 東 條 揚 子

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

徳島県自治研修センターに設置する
自動体外式除細動器(AED)の賃貸借契約仕様書

1 名称

徳島県自治研修センターに設置する自動体外式除細動器(AED)の賃貸借契約

2 契約の概要

徳島県自治研修センターに設置するAEDを賃貸借する。

3 賃貸借に係る業務内容

(1) 設置場所

徳島県自治研修センター

徳島市南庄町5丁目77-1 1階ホール中央階段下 側壁

(2) 賃貸借期間

令和5年9月1日(金)から令和10年8月31日(木)まで

(3) 賃貸借する機器の概要

ア 機器構成

(設置分)

- ・AED本体(リモート監視システムを備えたもの) 1台
- ・バッテリーパック 1個
- ・電極パッド 2組
- ・専用キャリングケース 1個
- ・レスキューキット(タオル、ハサミ、感染防止グローブ、人工呼吸用シートを含むこと) 1式

(交換用付属品)

- ・バッテリーパック 1個
- ・電極パッド 4組

イ 設置台数

1台

ウ 機能

- ・医療機器として「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。)」の承認を受けたAEDであること
- ・JRC蘇生ガイドライン(2020)に準拠したAEDであること
- ・AED本体は、日本語での音声ガイドや胸骨圧迫のリズム音など、使用者を補助する機能を有すること

- ・ A E D 本体の機能又は付属部品の使用により、「未就学児」と「小学生～大人」いずれにも対応できること
- ・ 製造メーカーの公表する耐用年数を5年以上有していること
- ・ 難聴者及び中途失聴者の使用に配慮した機器であること（一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会から「耳マーク」の承認を得た A E D 等）
- ・ A E D 本体、消耗品（電極パッド及びバッテリーパックをいう。以下同じ。）及び回路について、毎日セルフチェックを行う機能を有すること
- ・ A E D 本体の使用可否をランプ等で表示し、目視で確認できること
- ・ 遠隔での監視システムが利用でき、ウェブ上又はメール配信等で A E D 本体の状態や消耗品の期限を確認できる機能を有すること。また、A E D 本体に異常が発生した場合や消耗品の使用期限が到来する前に、A E D 管理担当者にその旨を通知する機能を有すること

エ 参考機種

- ・ 日本光電工業社製 A E D - 3 1 5 0
- ・ フィリップスエレクトロニクスジャパン社製 ハートスタート H S 1 + e

(4) メンテナンス等

- ア 定期交換用消耗品一式（電極パッド、バッテリー等）を交換時期ごとに無償交換すること。
- イ A E D 使用後に交換が必要となる消耗品（電極パッド等）を無償交換すること。
- ウ 故障等により機器の使用ができないと判明した場合、連絡に応じ、速やかに修理等を行うこと。

(5) その他

- ア 入札者は、薬機法で定められた高度管理医療機器等貸与業許可を得ている者であること。
- イ 入札書記載金額には、納入物品に係る経費の他、送料運搬費、設置費、その他納入に必要なすべての経費を含むこと。
- ウ 賃貸借機器及び付属品は、新品であること。
- エ 使用期限到来及び機器使用後の消耗品交換は、施設からの連絡に基づき、直ちに行うこと。また、交換の対象となった消耗品は、落札者の負担により処分すること。
- オ 救急蘇生に関するガイドラインの変更等に伴い、機器設定の変更が必要になった場合は、遅滞なく無償にて対応すること。
- カ A E D の盗難、破損、故障及び異常等が発生した際は、必要に応じて施設を訪問し対応すること。なお、修繕及び代替機器の提供等に係る費用は、使用者に重大な過失がある場合を除き落札者の負担とする。
- キ 賃貸借機器及び付属品の返還は、落札者の負担において実施すること。

4 機器等の納入

(1) 納入期限

令和5年9月1日(金)

※ 納入日は、徳島県自治研修センターと調整して決定すること。

(2) 納入方法

ア 納入時は破損、付属品の有無等を確認するとともに、必要に応じて使用方法を説明すること。

イ 納入は、原則として徳島県自治研修センターが指定した者の立会いのもとで実施すること。

ウ 納入機器の設置は、落札者が行うこと。

エ 不要となった梱包材等は、落札者が持ち帰ること。

5 機器の返却

(1) 機器の返却は、借入期間終了時の状態で返却するものとする。

(2) 機器の返却にかかる費用については、落札者が負担すること。

6 その他

(1) 納入にあたっては、徳島県自治研修センターと詳細な打ち合わせをして行うこと。

(2) 内容に疑義があるときは、速やかに徳島県自治研修センターの指示を受けること。

応札仕様書

令和 年 月 日

徳島県自治研修センター所長 殿

住所又は所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

担当者名

連絡先電話番号

ファクリシミリ

E-mail

徳島県自治研修センターに設置する自動体外式除細動器(AED)の賃貸借			
基本性能・条件	可否欄	応札物品の品質規格等	判定欄※
医療機器として「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬機法」という。)」の承認を受けていること。			
JRC蘇生ガイドライン(2020)に準拠していること。			
日本語での音声ガイドや胸骨圧迫のリズム音など、使用者を補助する機能を有すること。			
AED本体の機能又は付属部品の使用により、「未就学児」と「小学生～大人」のいずれにも対応できること。			
製造メーカーの公表する耐用年数が5年以上であること。			
難聴者及び中途失聴者の使用に配慮した機器であること。 【例】一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会から「耳マーク」の承認を得ているAEDである。			
AED本体、消耗品及び回路について、毎日セルフチェックを行う機能を有すること。			
使用可否をランプ等で表示し、目視で確認できること。			
遠隔での監視システムが利用でき、ウェブ上又はメール配信等でAED本体の状態や消耗品の期限を確認できる機能を有すること。			
AED本体に異常が発生した場合や消耗品の使用期限が到来する前に、AED管理担当者にその旨を通知する機能を有すること。			

※判定欄は記入しないこと。

納入期限 : 令和5年9月1日(金)

納入場所 : 徳島県自治研修センター

特記事項

- ①運搬、搬入、調整の経費を含む。
- ②必要な乾電池を附属すること。
- ③納入前に必ず徳島県自治研修センター担当者と打合せすること。